

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第二章 賃金斗争

第二節 賃金斗争の若干の事例

賃金斗争の事例については「主な争議」の項を参照されたい。

大阪製鎖造機の賃金闘争

大阪製鎖造機(従業員六六七名)の労働組合では、最近の物価騰貴と会社経理の立直りを理由に、八月一五日、次のような要求書を会社側に提出した。

要求書

昭和二六年八月一五日

大阪製鎖労働組合委員長

迎川哲夫

大阪製鎖造機株式会社社長

鷲尾舜三殿

賃金値上に関する件

組合は組合員の総意によって慎重討議し、第五回中央委員会の決定をその結論として左記の通り賃金値上げを要求します。

記

一、金額 一人当平均月額二、五〇〇円(固定給として)

二、配分方法

1 家族手当として、配偶者二五〇円、他の家族一人に付き二〇〇円を増額すること。

2 食事手当として出勤一日に付き一五円を増額すること。

3 残余の金額は月額の手当とすること。

右金額を個人配分する時は左の通りとする。

一、〇〇〇円を均等割とし残余の金額を基準賃金割とする。

三、実施期日 昭和二六年八月一六日

四、以上の賃金値上実施によって他の賃金体系に何等の改変なきこと。

賃金値上要求理由書

一、一般情勢

1、朝鮮動乱を契機として、我国経済の変動は諸物価を著しく騰貴せしめ、昭和二六年五月現在一世帯当り消費者価格調査(C・P・S)では三五%の上昇を示している。

2、本年八月より米価は一八・四六%、電気料金は三三・五%値上げされたのを始めとして郵便・電信・電話料金・砂糖・汽車・電車運賃・水道料金・瓦斯料金等の値上げが夫々計画され、今後の諸物価は益々上昇の一途を辿ることは必至の現状にある。

3、全国の労働組合は勿論、同一産業労働組合、七社関係の労働組合の賃金値上げ状態は本年に入り極めて活発化し、その大部分は値上げの目的を達している。

二、吾々の賃金に付いて

1 企業の不況を負担させられて、賃金遅払及び、最低生活確保の為に労働強化を余儀なくされた。しかも吾々の賃金が同業他社よりも低位にあることは認められている。

2 基準内賃金は昨年六月以降浮動給(能率賃金、スライド補給金)の若干の上昇は見られるが物価の上昇と比較にならない(昭和二五年六月を一〇〇として本年五月一

一九)

3 スライド補給金制度はその指数を昭和二五年六月を一〇〇とした場合、本年五月に於てはCPSで一二三、CPIで一二四であるにも不拘、当社採用の指数は一〇七で内容に於てその価値は殆どなくなっている。

4 基準内賃金の内、浮動給の占める割合は極めて多く(平均四九%)最低賃金制の確立されていない現状では極めて不安定である。

### 三、会社の経営及び経理との関係

1 昭和二六年三月以降の会社経理は黒字を示し、今後上昇、安定を指向するかに見える。

2 昭和二六年五月度給料、工賃の生産高中に占める割合は二三・六%である(二、五〇〇円賃上げした場合は二五・〇%となる)。

3 経営は経理の示す如く安定化の方向を示している。尚、この安定を促進する爲には賃金値上げがその前提条件であることを確信する。

右により、今回の賃金値上げの止むを得ないこと及び妥当性を強調するものである。しかるに会社側は、九月三日次のような回答を行った。

#### 賃金値上に関する件回答

左の要領で賃金の改訂をする。

##### 一、社員、傭員の賃金

イ、社員傭員に対する能率賃金制度を廃止する。

ロ、新に社員・傭員手当を設ける。その額は毎月従業員賃金規則第八条により算出した基準賃金の一・二五とする。

溝口歯車工場に在籍する別紙(略)の職傭員四十六名に対しては次の算式で計算した金額を当分の間追加して支給する。

但し、追加支給する金額は溝口歯車工場に在籍する期間とする。

(従業員賃金規則第八条により昭和26年9月16日現在の基準賃金で算出した基準賃金 × 1.63) - (同条により算出した当該月の基準賃金 × 1.25)

##### 二、工員の賃金

イ、新に工員手当を設ける。その額は毎月従業員賃金規則第八条により算出した基準賃金の〇・三とする。

ロ、溝口歯車工場の能率賃金規則を左の要領で改訂する。

能率賃金総額 = (当該計算期間内に完成せる製番の見積作業時間の合計) × a

" a = [(5,6,7月の工員能率賃金の総額 - 5,6,7月の従業員規則第八条により算出した基準賃金総額) × 0.3] ÷ 工員定時間内労働時間総数

三、社員・傭員手当及び工員手当はスライド補給金に関係しない。

四、従業員賃金規則第四十四条を左の通り改訂する。

会社は半期末賞与で利益を生じた時は、従業員に慰労金を支給する。その額並に配分方法は、その都度決定する。但し前条の賞与と慰労金は重複しては支給しない。

五、実施期日昭和二十六年九月十六日とする。

以上のような会社側の回答は、要するに組合の二、五〇〇円賃上要求(固定給として)にたいし、従来社・工員一本建であった能率給制度を改訂し、社員および傭員にはこれを廃止、そのかわり新に「社員・傭員手当」を設け、さらに工員にも別に「工員手当」を新設し、結果として一応の賃上要求にこたえようとするものであった。しかし組合側はこれを不満として、九月一六日茨木工場において従業員大会を開き、四七八対三六票の圧倒的多数で、実力行使を伴う闘争宣言を発し、二二日、遂に一日ストを決行するにいたった。会社側は、あくまで最初の回答を固持して譲らないので、組合はふたたび二五日、第二次の二四時間ストを行ったが、翌二六日の中央闘争委員会で急にその態度を軟化し、二七日最後の団交を行って二八日漸く妥結をみるにいたった。妥結条件は次の通りである。

一、社員及び傭員の能率給を廃止し、新たに「社員・傭員手当」を設ける。その支給率は毎月計算の基準賃金の一・二五倍とする。但し、溝口工場に在籍する社・傭員には、当分の間、別途計算による追加支給を行う。その支給額は九月十六日現在の基準賃金の一・六三倍から、前記の一般社・傭員手当を差引いたものである。

二、工員に対しては、新たに「工員手当」を設ける。但しその支給率は、会社回答の〇・三にやや色をつけた〇・三五とする。

なお、溝口工場の従業員に対しては、本年十二月十五日まで現行給を実施し、その後は、会社回答案によって行う。

三、1 右の新設手当は、いずれもスライド補給金の計算には関係しない。

2 従業賃金規則四十四条、即ち「特別報償金制度」の改訂も会社案通りとする。

3 実施期日も、会社案により九月十六日とする。

四、1 一時金として一人一率五百円を支給する(この総額約三十五万円)。

2 食事手当として一人一日に付き十五円を増額する(総額約二十三万円)。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---